

## 国際資源循環専門委員会 中間報告骨子案

はじめに

現在、アジア諸国の著しい経済発展等により、廃棄物等の国際的な移動が増大している中で、これに伴う環境破壊の拡大が懸念されている。我が国は、ここ十年来、従来の廃棄物対策の方向性を大転換し抜本的な政策改革を推進しており、平成16年のG8「3Rイニシアティブ」や平成17年の我が国の「ゴミゼロ国際化行動計画」を受けて、こうした経験を各国と共有しつつ、東アジア地域全体の循環型社会の形成に向け、リーダーシップを取っていくことの必要性を記述する。

第1部：アジアに発信すべき我が国の廃棄物・リサイクル対策の経験

### 1. 法制度の整備

循環資源の循環的な利用及び処分に向け、循環基本法を始めとした法体系を整備しており、各種施策については、循環基本計画を策定し、政府一体となって総合的かつ計画的に実施している。

廃棄物対策においては、産業廃棄物に対する排出事業者責任の徹底の観点からのマニフェスト制度の導入等、制度的な枠組みを充実させている。

リサイクル対策としては、容器リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に拡大生産者責任を位置付けている。このほか、食品廃棄物や建設廃棄物等、品目の特性に応じた制度を整備している。

特に処理が困難な品目であるPCBについては、その適正処理のための法制度を整備するとともに、全国に処理拠点を設置し、安定的な処理体制を構築している。

### 2. 廃棄物・リサイクル技術の発展

廃棄物・リサイクル技術には、

廃棄物の発生抑制や適正処分等を進め、環境への負荷を低減させる面と、我が国に乏しい資源の確保を図り、健全な経済発展を促進する面が存在し、その相互補完性に留意して対応を図る。

### 3. 地域に根ざし、関係者が一体となった取組の推進

循環型社会の形成に当たっては、地域の実情に即して、国と地方とが協働し、循環型社会の形成に向けた地域計画を策定していく取組等が効果を挙げつつある。

不法投棄防止、有害物質の適正管理に当たっては、人材育成や情報共有等の面で、実際に執行を担当する地方公共団体と国が連携して取組を推進している。

## 第2部：東アジア全体での循環資源の適正な利用・処分の実現

### 1. 循環資源をめぐる国際的な動向

循環資源の適正な利用・処分の確保に向け、我が国では、廃棄物処理法等の国内法や、バーゼル条約等の国際法等により、制度的な位置付けがされている。

循環資源の国際的な移動量の増加が進み、将来的にもこの傾向の継続が見込まれる中、アジア全体を視野に入れ、循環資源の適正な利用・処分に向け、アジア各国内やアジア地域全体での取組を充実していくことが重要となっている。

### 2. 循環型社会を国際的に形成していくための基本的な考え方

国際循環型社会の形成に向けた従来の検討状況等を参考にしつつ、廃棄物の国内処理の原則等を踏まえながら、循環資源に含まれる環境負荷や、資源としての有用性に応じて、その国際的な移動の是非を考えるべきではないか。また、その際には、国際的な資源循環の問題について、環境汚染の防止は資源有効利用の前提である、という確固たる方針で望む必要があるのではないか。

廃棄物の発生抑制の原則や国内処理の原則が基本であり、各国における国内処理能力の向上が喫緊の課題ではあるが、循環資源の国際移動が行われる際には、移動先国について、自国と同水準以上の廃棄物処理水準を有することが前提となる。また、循環資源の有効利用を促進する観点から、こうした前提が満たされる場合には、人件費等のリサイクルコストの観点も含め、より効率的、効果的に資源の有効利用を行うことができる国へ輸出されることが望ましいのではないか。

こうした基本的な原則の下で、国際的な循環資源の移動を進めていくための視点として、

国内の取組の充実・強化等を通じたアジア全体での環境負荷の低減、  
適切な役割分担を踏まえた関係主体の積極的参加の促進、  
確実に環境汚染の拡大を防止するための国際システムの構築、  
国際的な連携に基づく整合的・一体的な取組の推進、  
情勢の変化に応じた柔軟・的確な対応の必要性  
等を踏まえて取組を進めていくことが考えられるのではないか。

こうした方針に沿って我が国が取組を進めていく際には、  
国内の廃棄物・リサイクルシステムへの影響、  
稀少資源の積極的確保の重要性、  
貿易政策全体との整合性、  
途上国等のニーズへの配慮、  
他の環境分野との相乗効果の確保  
等の事項に政策実施上留意することが重要であると考えられるのではないか。

こうした循環資源の国際的な移動の原則を踏まえ、環境汚染の防止を前提に、汚染性、資源性をベースにした循環資源の性質（有害物、無価値物、有価・無害な循環資源、中古製品等循環資源と密接に関連する物品）に即し、アジア地域全体を視野に、その適正な利用・処分の仕組みを構築していく必要があるのではないか。

### 3. 基本的な考え方を踏まえた我が国の具体的な取組内容

途上国等における有害廃棄物等の適正処理の実現に向け、各国における政策の一貫性や国際的な協調性、施策実施の強化といった要素を重視しながら、各国の制度の充実・強化や、人材育成等の取組を推進する必要があるのではないか。

循環資源の国際的な移動の増加に起因する環境汚染を防止するため、有害廃棄物等の不法輸出入の防止に向けた取組を充実・強化する必要があるのではないか。

国内の廃棄物・リサイクルシステムの充実、国外でのリサイクル等の増加といった状況に対応し、循環資源の国際的な移動の円滑化の検討をする必要があるのではないか。

### 第3部：今後の更なる取組へ

#### －「環境の世紀」における国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の方向性

上記のような取組の進展に合わせて、循環資源の国際的な移動が進む中、アジア諸国を、我が国の貴重な経験を活かし、各国の処理能力の向上等を図りながら、地域全体で適正な資源循環を実現していくための「パートナー」ととらえ、そのための取組のパッケージを示すべきではないか。

また、将来的にこうした取組を進めていく中で、平成24年までにアジア全体として循環型社会を形成していくため、その基本的な方向性や共有していくべき要素（オープンダンピングの禁止、野焼きの禁止等）を提案してはどうか。

#### 【参考資料】

審議会資料のうち、報告書で引用している資料（委員発表資料も含む。）

アジア諸国の循環型社会形成に向けた制度・取組

